

主な禁止条項と罰則

※内水面におけるさけの採捕禁止

水産資源保護法第25条の規程により、内水面において、宮城県知事の許可を受けなければサケを採捕出来ません。これに違反した場合、同法第37条により、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処せられます。

※河口付近における採捕の制限

宮城県漁業調整規則第43条により、気仙沼大川は河口中央から西南400mの点を中心として半径1,000m以内の海域、津谷川、八幡川、水尻川、北上川、追波川、大原川、いがの川、後川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川河口中央から半径1,000m以内の海域を9月1日から12月31日までの期間サケの採補を禁止しています。また、同規則37条により海面では全長20m以下のサケの採補も禁止されています。違反した場合には6ヶ月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金またはこれを併科されます。



以上のことから、河川 でさけを獲ることは犯 罪となります!!

守り育てよう 宮城のサケ・マス

- ・産卵のため、川に帰ってきた親さけの密漁を防止しましょう。
- ・放流されたさけ稚魚を守りましょう。
- ・河川環境保全のため、川の豊かで美しい自然を守りましょう。

ご協力をお願いいたします。



